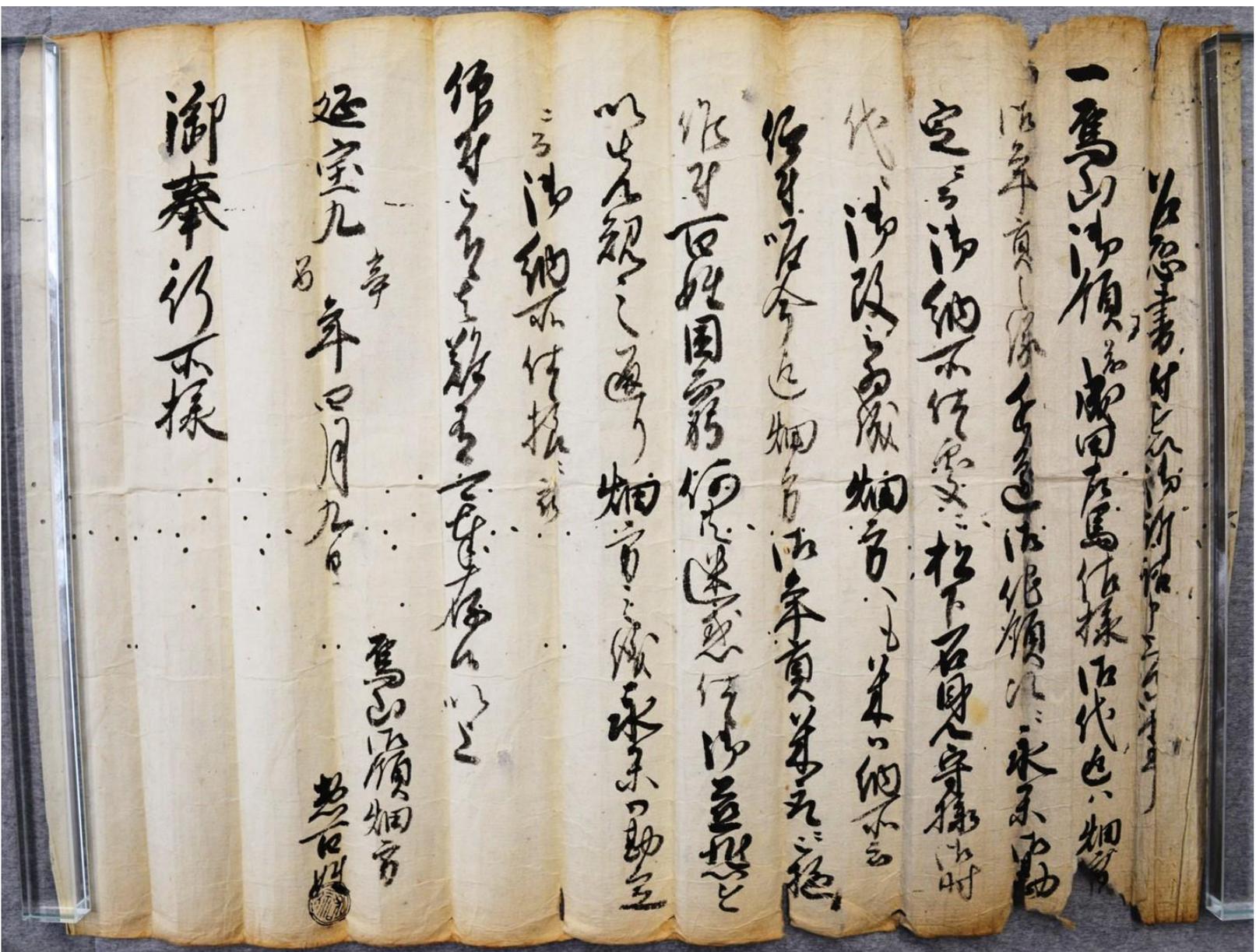


「烏山藩畑方惣百姓口上書」

(当館寄贈石塚二郎家文書七二五)



以惣書付志

一 烏山藩畑方惣百姓口上書

此年寅月...

定言...

代...

作...

作...

以...

三...

作...

烏山藩畑方

延宝九年

石塚

御奉行下様

【釈文】

乍恐書付を以御訴訟申上候御事

一 烏山御領前成田左馬佐様御代迄ハ畑方

御年貢之儀近辺御他領比ニ永楽御勘

定ニ而御納所仕候処ニ、松下石見守様御時

代御改被為成、畑方へも米御納所被

仰付唯今迄畑方御年貢米取ニ被遊

候付百姓困窮何共迷惑仕候御慈悲を

以先規之通り畑方之儀永楽御勘定

ニ而御納所仕候様ニ被

仰付被下候者、難有可奉存候、以上

烏山御領畑方

延宝九 辛酉 年四月九日 惣百姓 印

御奉行所様

【大意】

恐れ多いことですが、書面をもって訴え申し上げます。

烏山藩領では前藩主の成田左馬佐様の時代までは、畑の年貢について近辺の土地と同様に銭で納めていましたが、松下石見守様の時代に改められ、畑の年貢も米で納めるよう命じられ、それから現在まで畑の年貢を米で納めるように命じられているので、百姓は貧しくなり、大変迷惑しております。お慈悲により先例のように、畑の年貢は銭で納めさせていただけるよう、命じていただければありがたく思います。

延宝九年（一六八一）四月九日 烏山領畑作農村惣百姓

お奉行所様

## 【史料の説明】

本史料は烏山藩領の畑作を中心とする農村が、年貢の納入方法を米納から永（金）納へ変更して欲しい旨を奉行所へ訴えたものです。江戸時代の関東地方では、畑作年貢の納入方法は、米二石五斗につき金一両を相場として納付しており、この相場はほぼ一定でした。烏山藩でも、元々は永納でしたが、元和八年（一六二二）までに農民たちが願い出た結果、米納に変更されていきました。米納では、米を買って納税するか、年貢高に相当する米が買えるだけの現金を納める必要があるため、米の値段が上がる、税負担も増えることになりました。元和八年頃は米の値段が安値で安定していたため、米納が農民たちにとって有利でしたが、飢饉などによって米の値段が暴騰すると、農民たちにとって過酷な税制となり、永納の村と比べて五倍・十倍もの年貢を納めることになりました。そのため、烏山藩の畑作農村は、年貢の金納への変更を求めました。この時の訴えは叶わず、烏山藩の農民たちはその後、二百年にわたって畑作年貢の金納への変更を何度も願い出ました。しかし、明治二年（一八六九）の新政府に対する請願でも税制の変更は認められず、烏山藩領の農民たちの悲願の達成は、明治六年（一八七四）の地租改正法の公布による全国の租税法の均一化を待たねばなりませんでした。